

**令和元年東日本台風（台風第 19 号）に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了に伴う振替納税のお知らせ**

令和 2 年 7 月 1 日付国税庁告示第 9 号により、別紙に掲げる地域の方につきまして、申告・納付等の延長の期日が令和 2 年 8 月 31 日に定められたことに伴い、延長後の振替納付日は、次のとおりとなります。

**1 申告所得税及び復興特別所得税**

(1) 令和元年分

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
確定申告	令和 2 年 8 月 31 日（月）	令和 2 年 10 月 14 日（水）

(2) 令和 2 年分

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
予定納税第 1 期	令和 2 年 8 月 31 日（月）	令和 2 年 8 月 31 日（月）

※ 予定納税第 2 期分の納期限及び振替日は、令和 2 年 11 月 30 日（月）です。

**2 消費税及び地方消費税（個人事業者）**

(1) 令和元年分

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
確定申告	令和 2 年 8 月 31 日（月）	令和 2 年 10 月 16 日（金）

(2) 令和 2 年中間申告分

イ 中間申告が年 1 回必要な方

納期等の区分	納期限（変更なし）	振替日（変更なし）
中間 1 回目	令和 2 年 8 月 31 日（月）	令和 2 年 9 月 28 日（月）

※ 申告・納付等の期限の期限延長措置に伴う変更はありません。

ロ 中間申告が年 3 回必要な方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
中間 1 回目	令和 2 年 8 月 31 日（月）	令和 2 年 9 月 28 日（月）
中間 2 回目※		

※ 中間 2 回目分については、期限延長措置に伴う申告・納付等の期限の変更はありません。

ハ 中間申告が年 11 回必要な方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
中間 1 から 3 回目	令和 2 年 8 月 31 日(月)	令和 2 年 9 月 28 日(月)
中間 4 回目		
中間 5 回目		
中間 6 回目※		

※ 中間 6 回目分については、期限延長措置に伴う申告・納付等の期限の変更はありません。

(3) 課税期間の特例適用者

イ 令和元年分

(イ) 3 月特例を選択した方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
令和元年 7 月 1 日から令和元年 9 月 30 日	令和 2 年 8 月 31 日(月)	令和 2 年 10 月 16 日(金)
令和元年 10 月 1 日から令和元年 12 月 31 日		

(ロ) 1 月特例を選択した方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
令和元年 8 月 1 日から令和元年 8 月 31 日	令和 2 年 8 月 31 日(月)	令和 2 年 10 月 16 日(金)
令和元年 9 月 1 日から令和元年 9 月 30 日		
令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日		
令和元年 11 月 1 日から令和元年 11 月 30 日		
令和元年 12 月 1 日から令和元年 12 月 31 日		

ロ 令和 2 年分

(イ) 3 月特例を選択した方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 8 月 31 日(月)	令和 2 年 10 月 16 日(金)
令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日※		

※ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日分については、振替日が令和 2 年 9 月 28 日から令和 2 年 10 月 16 日へ変更となります。

(ロ) 1 月特例を選択した方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日	令和 2 年 8 月 31 日(月)	令和 2 年 10 月 16 日(金)
令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日		
令和 2 年 3 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日		
令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 4 月 30 日		
令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日		
令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日※		

※ 令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日分については、振替日が令和 2 年 9 月 28 日から令和 2 年 10 月 16 日へ変更となります。

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ1丁目から2丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西1丁目から2丁目まで、葛生東1丁目から2丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場1丁目から3丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉1丁目、上山田温泉3丁目、杭瀬下、杭瀬下1丁目から6丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮